

## 智頭町中小企業等事業継続支援交付金交付申請の受付をしています!

物価高騰により、経済的に影響を受けている中小企業者等の事業継続を支援するため、要件に該当する事業者を対象に交付金を交付します。

### 交付申請受付期間

3月16日(月)～6月30日(火)

### 交付申請先

智頭町商工会

### 交付額

[個人] 10,000円  
[法人] 50,000円

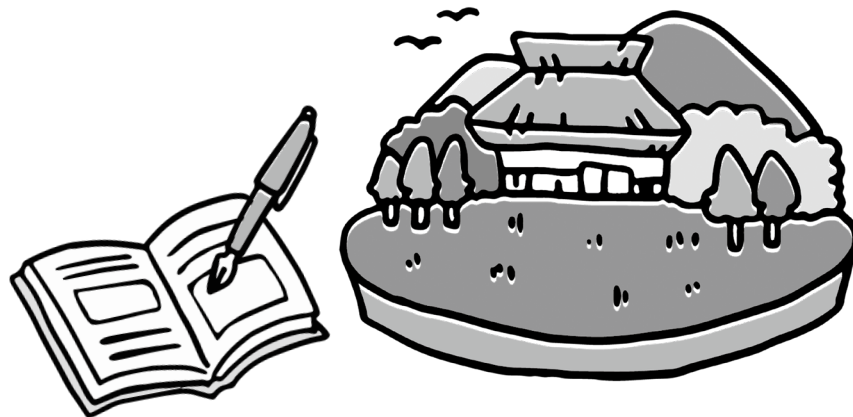


詳しくはこちら

※交付対象、要件等の詳細は智頭町ホームページ、または以下の問合せ先まで連絡ください。

問合せ先 役場企画課 ☎75-4112 / 智頭町商工会 ☎75-0039

## 那岐地区に土地をお持ちの人は、 固定資産税額が変わることがあります



平成11年度に西宇塚を皮切りに始まった那岐地区の地籍調査は、令和5年に大屋集落が完了し令和7年2月にその成果の全てについて登記が完了しました。

これに伴い、**令和8年度の課税分から課税対象の地目や面積が地籍調査完了後のものになり、皆さまの固定資産税額に影響がある場合がありますので、ご承知ください。**

土地にかかる固定資産税は、国が定める固定資産評価基準に基づいて登記地積(登記簿に登記されている土地の面積)により課税することが原則であり、その年の1月1日とその年の賦課期日となります。毎年、登記の異動(相続や売買など)により当該所有者様に賦課しています。令和8年度は那岐地区の地籍調査完了に伴って、那岐地区の土地情報を最新のものに更新します。

**令和8年度の固定資産税の納付書等**については例年どおり**5月の連休明けに送付する予定**ですが、自身の固定資産税額等を事前に確認されたい場合は閲覧制度を利用ください。

閲覧は、4月1日から5月31日までの2ヶ月間、皆さまがお持ちの資産の全てが記載された課税台帳(名寄帳といいます)を、確認いただける制度です。書類が必要な人にはコピー代をいただきますが、事前に自身の資産所有状況や課税額が確認できます。

閲覧を希望される人は税務住民課窓口にお問い合わせください。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4117